

会社法第 791 条第 1 項及び第 801 条第 3 項に定める事後備置書類

(吸収分割にかかる事後開示事項)

2020 年 3 月 3 日

吸収分割会社 株式会社フェリシモ

吸収分割承継会社 株式会社 cd.

1. 吸収分割が効力を生じた日

2020年3月1日

2. 吸収分割株式会社における次に掲げる事項

(1) 会社法第784条の2の規定による請求にかかる手続の経過

会社法第784条第2項に規定する場合（簡易吸収分割）に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過

会社法第784条第2項に規定する場合（簡易吸収分割）に該当するため、該当事項はありません。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過

新株予約権を発行していないため、会社法第785条の規定による手続は行っておりません。

(4) 会社法第789条の規定による手続の経過

吸収分割会社から吸収分割承継会社への債務の承継は、重疊的債務引受の方法により行ったため、会社法第789条の規定による手続は行っておりません。

3. 吸収分割承継会社における次に掲げる事項

(1) 会社法第796条の2の規定による請求にかかる手続の経過

会社法第796条第2項に定める場合（簡易吸収分割）に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第797条の規定による手続の経過

会社法第 796 条第 2 項に定める場合（簡易吸収分割）に該当するため、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

吸収分割承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2020 年 1 月 27 日付の官報に掲載する方法において債権者に対する公告を行いましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割株式会社から承継した重要な権利義務に関する事項

吸収分割承継会社は、効力発生日である 2020 年 3 月 1 日をもって、吸収分割会社から吸収分割契約書に記載された事業に関する資産、負債その他の権利義務を承継いたしました。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

2020 年 3 月 13 日（予定）

6. 上記に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上